

平成 29 年度目黒区介護保険サービス事業者等の指導の実施方針及び実施計画

平成 29 年 4 月 3 日付け目健計第 30 号決定

第 1 実施方針及び実施計画の位置付け

目黒区介護保険サービス事業者等指導及び監査の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定に基づき、平成 29 年度における目黒区介護保険サービス事業者等の指導の実施方針及び実施計画を定める。

第 2 指導の目標及び項目

1 指導の目標

介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求等に関し、法令及び東京都又は区の基準に関する条例等に照らし必要な調査を実施し、事業者等に対し必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護保険制度の円滑な運営、介護給付費等対象サービスの質の確保及び利用者保護を図る。

2 指導項目

- (1) 介護サービス事業の人員に関する事
- (2) 介護サービス事業の設備に関する事
- (3) 介護サービス事業の運営管理に関する事
- (4) 介護サービスの質に関する事
- (5) 介護保険給付費の算定に関する事

第 3 指導の重点項目及び観点

平成 29 年度は、第 2 に掲げた指導項目の詳細を把握し、次の事項に重点を置き、指導を行う。

1 人員、設備及び運営に関する基準の遵守

- (1) 人員配置は基準を満たしているか。勤務体制は確保されているか。
- (2) 適切な介護サービスを提供できる体制が確保されているかどうか。
- (3) 設備は基準を満たしているか。（グループホームは特に消防設備）

2 サービスの質の確保

- (1) サービス提供に伴う事故等への対応
事故、苦情、食中毒や感染症が発生したとき、適切に処理されているか。
- (2) 職員の質的向上
管理者及び職員の質的向上のためどのような方策がなされているか。
- (3) 適切なサービス提供の実施
ア 利用者、家族の希望、課題に適合した計画を作成しているか。
イ 利用者に対する虐待、生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行っていないか。また虐待、身体拘束の廃止に向けてどのような取り組みがなされているか。

3 介護報酬算定、請求の適正な処理

- (1) 介護報酬が適正に算定されているかどうか。

- (2) 加算、減算は適切に算定されているかどうか。
- (3) サービス提供にあたり計画書が事前に適切に作成されているかどうか。

第4 指導の実施計画

1 対象サービス事業者等及び実施時期

指導の対象サービス事業者等及び実施時期については、別紙、平成29年度指導検査スケジュールを基本とする。ただし、次の対象サービス事業者等の選定及び指導体制等を考慮する。

2 対象サービス事業者等の選定及び指導体制等

(1) 対象サービス事業者等の選定

ア 要綱別表1により選定をする。

(2) 指導体制等

ア 東京都指定の事業者等の内、訪問介護事業者、通所介護事業者、福祉用具貸与事業者、居宅介護支援事業者又は介護老人福祉施設については、介護保険法第24条の2に基づく指定市町村事務受託法人へ事務の一部を委託し、実地指導の同行を依頼する。このほか、必要に応じて健康福祉計画課職員単独による実地指導を行う。

イ 地域密着型サービス事業者の内、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者又は地域密着型介護老人福祉施設については、介護保険法第24条の2に基づく指定市町村事務受託法人へ事務の一部を委託し、実地指導の同行を依頼する。このほか、必要に応じて健康福祉計画課職員単独による実地指導を行う。

ウ 介護老人保健施設については、健康福祉計画課職員による実地指導を行う。

エ 前記ア～ウについては、必要に応じて他部署の職員の応援を求める。

3 指導通知

指導を行うにあたっては、要綱第8条第2項第1号の規定により、実地指導を行う月日、事前に準備すべき書類等を通知する。ただし、必要と認める場合には指導の開始時に文書を提示することにより行う。

以 上